

## 地方税法等の一部を改正する法律等により大崎上島町税条例の令和8年4月1日から施行される内容

### ○個人住民税

- 1 **規定の削除等による規定の整備**（地方税法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備。「法附則第5条の4」とは、住民税について住宅借入金等税額控除の適用を受ける際には確定申告が必要であると定めた条文。この条文を整理・廃止し、申告書の提出が不要と定める「法附則第5条の4の2」をメインとし、住民負担と事務軽減を図るための改正）
- 2 **特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う、所得割の課税標準の変更（5%）**

	配当の支払い時	課税方式
一般の株主等	住民税5%を特別徴収	次のいずれかを納税義務者が選択 ①申告不用 ②分離課税 ③総合課税
大口株主等	住民税の特別徴収なし → <b>住民税5%を特別徴収へ変更</b>	総合課税のみ（住民税率10%） → <b>変更なし</b>

※大口株主等：株式保有割合が3%を超える個人株主に加え、同族会社を通じて保有する株式が3%以上

### ○固定資産税

- 1 **優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る課税の特例について、令和11年度まで3年間延長**
- 2 **令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の新設**（能登半島地震により被災した家屋の所有者が、被災家屋に代わる家屋を新たに取得等した場合に、被災家屋の床面積相当分について減額する特例措置）

### ○軽自動車税

- 1 **米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、軽自動車取得時における負担を軽減・簡素化するために、令和8年4月1日をもって廃止となる「環境性能割」に関する条文について、その文言及び税率等の記述を削除し、現行の「種別割」を「軽自動車税」に名称変更した。**
- 2 **電気自動車・天然ガス軽自動車を取得した場合、翌年度の軽自動車税に限り、税額が軽減されるグリーン化特例を、現行令和8年3月31日から令和10年3月31日まで2年間延長。**

その他、地方税等の項ずれ及び規定の削除等による規定の整備